

別紙 3

白糠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

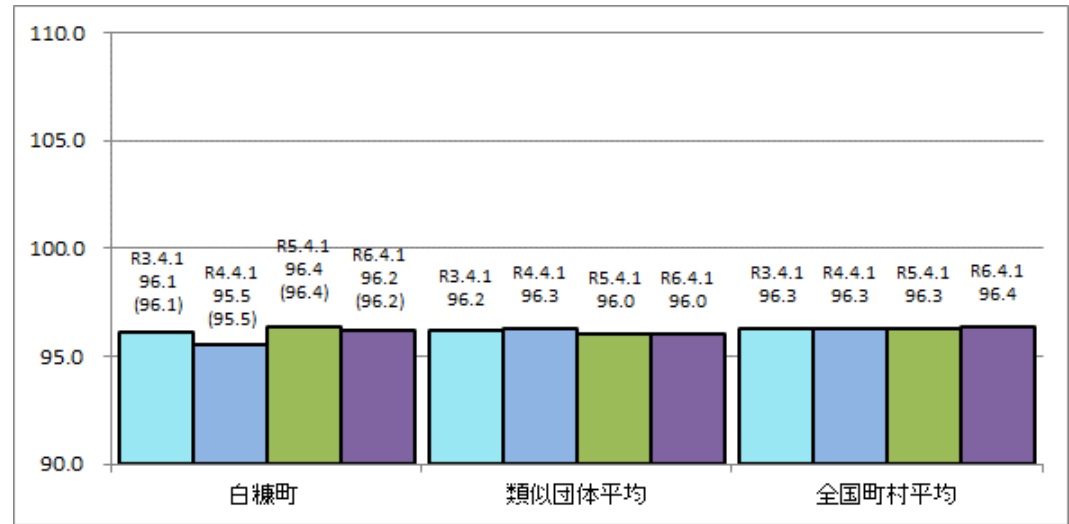
区 分	住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和 4 年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5 年度	7, 127	28, 183, 123	362, 431	1, 265, 454	4. 49	4. 99

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当た り給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 年度	151	555, 467	115, 694	220, 838	891, 999	5, 907	5, 540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A－B	勧 告 (改定率)		
6 年度	円	円	円 (%)	%	%	2.76 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A－B	勧 告 (改定月数)		
6 年度	月	月	月	月	月	4.60 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 ☒ 実施 ☐ 未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容（俸給表の水準の平均2%の引下げ）を踏まえ、国と同じ内容の給料表水準の引下げを実施。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準0%に対し、白糠町においても0%。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白糠町	39.8 歳	294,000 円	336,328 円	328,380 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

②技能労務職 なし

③教育職 なし

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		白糠町	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,767 円	357,420 円	422,100 円	409,166 円
	高校卒	243,111 円	341,083 円	365,038 円	377,267 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

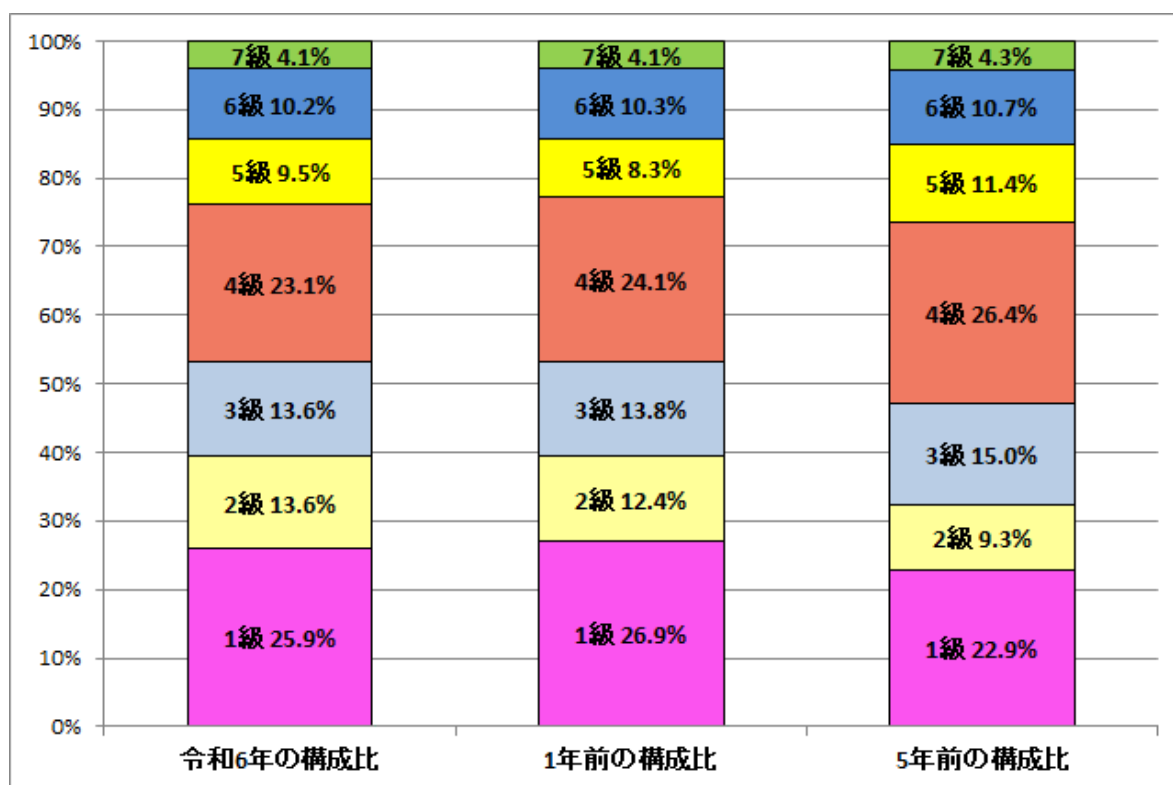
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

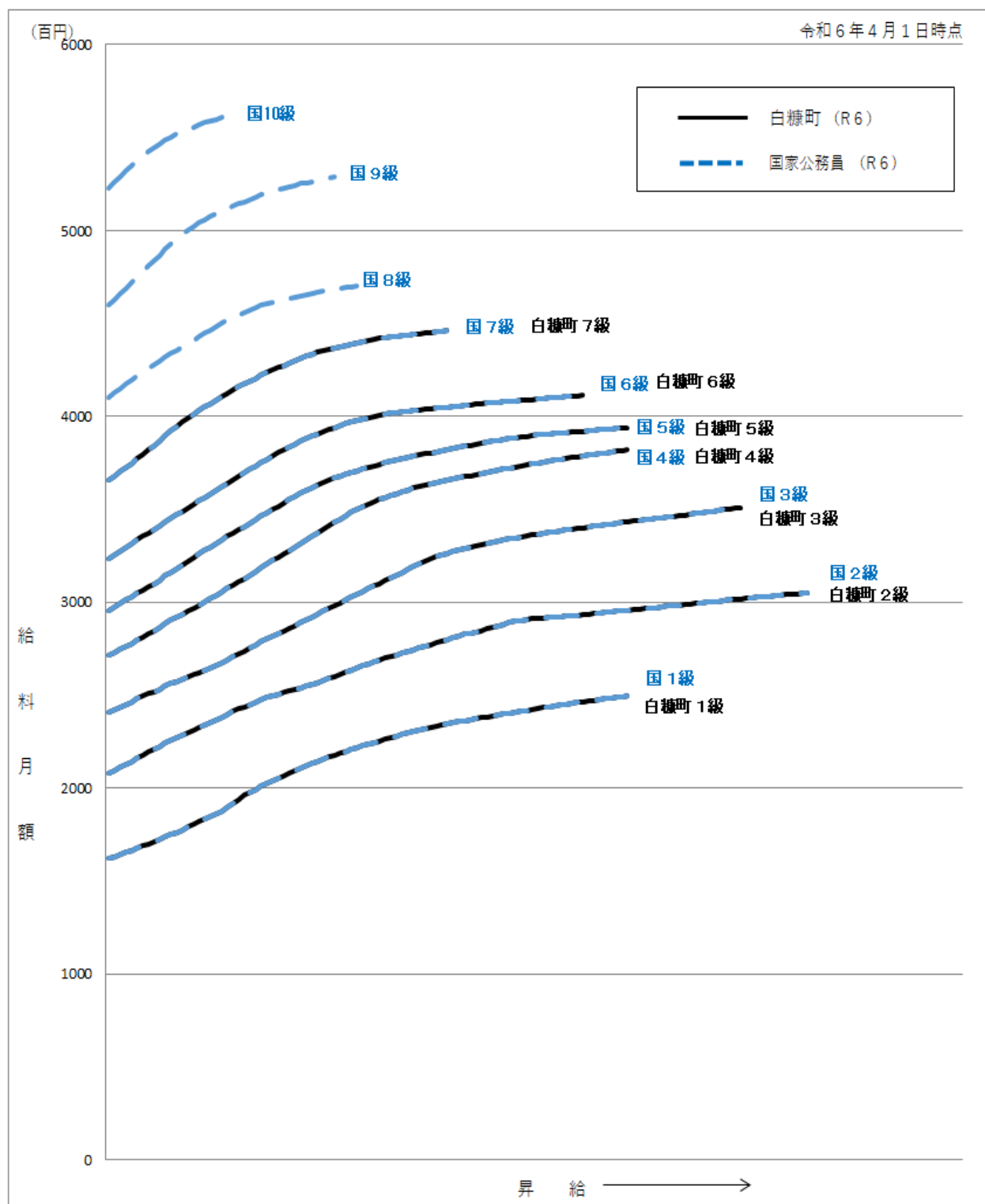
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	38人	25.9%	162,100円	249,400円
2 級	主 任	20人	13.6%	208,000円	305,200円
3 級	主 査	20人	13.6%	240,900円	351,000円
4 級	係 長	34人	23.1%	271,600円	382,000円
5 級	主 幹	14人	9.5%	295,400円	394,000円
6 級	課 長	15人	10.2%	323,100円	411,300円
7 級	部 長	6人	4.1%	365,500円	446,200円

(注) 1 白糠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（白糠町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白糠町	北海道	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,213 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,682 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（白糠町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

白糠町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率3～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率3～45%)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	2,009 千円	19,851 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在） なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） なし

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (5年度決算)	38,349 千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	330 千円
支 給 実 績 (4年度決算)	42,561 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	373 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円/月、子10,000円/月 （満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は15,000円/月）、その他の扶養親族6,500円/月を支給する。	同じ		11,321 千円	238,800 円
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合 ①持家の職員 7,000円/月 ②借家等の職員 27,000円/月 を限度額として支給。	異なる	持家の職員 7,000円	16,006 千円	186,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担している場合又は自家用車により通勤している場合 ①使用距離が片道5km未満である職員 2,000円 ②片道5km～10km未満である職員 4,200円 ③片道10km～15km未満である職員 7,100円 ④片道15km～20km未満である職員 10,000円 ⑤片道20km～25km未満である職員 12,900円 ⑥片道25km～30km未満である職員 15,800円 ⑦片道30km～35km未満である職員 18,700円 ⑧片道35km～40km未満である職員 21,600円 ⑨片道40km～45km未満である職員 24,400円 ⑩片道45km～50km未満である職員 26,200円 ⑪片道50km～55km未満である職員 28,000円 ⑫片道55km～60km未満である職員 29,800円 ⑬片道60km以上である職員 31,600円	同じ		3,052 千円	69,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、基準に従い支給する。月額は給料月額の100分の16を超えない範囲内で定める。	異なる	部長職 14% 課長職 12% 主幹職 8%	13,066 千円	530,400 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して、寒冷地手当を支給する。寒冷地手当の額は、 ①世帯主（扶養親族あり） 年額 116,800円 ②世帯主（扶養親族なし） 年額 65,300円 ③その他の職員 年額 44,000円を支給する。	同じ		10,171 千円	80,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	843,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		(— 円)	870,000 円／	523,000 円
	副 市 町 村 長	700,000 円	700,000 円／	360,000 円
		(— 円)		
報 酬	議 長	313,600 円	928,500 円／	200,000 円
		(— 円)		
	副 議 長	255,600 円	316,000 円／	170,000 円
		(— 円)		
期 末 手 当	議 員	204,600 円	301,000 円／	150,000 円
		(— 円)		
	市 区 町 村 長	(5年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	4.50 月分		
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長	4.50 月分		
	議 員			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	給料月額×支給率		
	備 考	給料月額×支給率		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

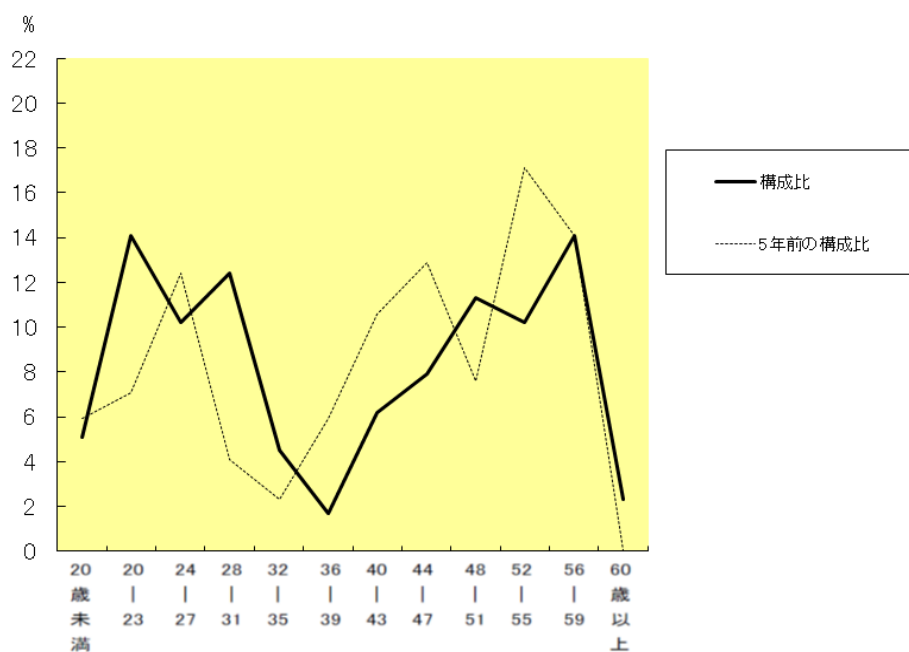
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務企画	54	51	▲ 3	
	税務	11	10	▲ 1	
	民生	18	20	2	
	衛生	14	16	2	
	農林水産	13	17	4	
	商工	4	4	0	
普通会計部門	土木	11	12	1	
	計	128	133	5	<参考> 人口1万当たり職員数 186.61人 (類似団体の人口1万当たり職員数117.66人)
	教育部門	23	25	2	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	151	158	7	<参考> 人口1万当たり職員数 221.69人 (類似団体の人口1万当たり職員数140.80人)
公営企業部門	水道	7	6	▲ 1	
	下水道	4	3	▲ 1	
	その他	8	10	2	
	小 計	19	19	0	
合 計		170	177	7	<参考> 人口1万当たり職員数 248.35人
		215	[215]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9人	25人	18人	22人	8人	3人	11人	14人	20人	18人	25人	4人	177人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	124	126	128	126	128	133	9 (7.3%)
教育	27	29	29	24	23	25	▲ 2 (▲7.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (－)
普通会計計	151	155	157	150	151	158	7 (4.6%)
公営企業等会計計	19	19	19	18	19	19	0 (－)
総合計	170	174	176	168	170	177	7 (4.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 194,130	千円 13,708	千円 19,528	% 10.1	% 11.0

(注) 資本勘定支弁職員なし。

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 一人当たり給与費
5年度	人 4	千円 12,179	千円 2,500	千円 4,849	千円 19,528	千円 4,882	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
白糠町	38.3 歳	285,933 円	469,245 円
市 町 村 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白糠町		市町村平均	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,212 千円		1,506 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	－ 月分	－ 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(－) 月分	(－) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

白糠町			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置（定年前早期退職特例措置3～45%加算）			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	－ 千円	11,058 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） なし

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 （5年度決算）	1,113 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	371 千円
支 給 実 績 （4年度決算）	722 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	241 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円/月、子10,000円/月 (満15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある子は 15,000円/月)、その他の扶養親族 6,500円/月を支給する。	同じ		78 千円	78,000 円
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃など の住居費を負担している場合 ①持家の職員 7,000円/月 ②借家等の職員 27,000円/月 を限度額として支給。	同じ		408 千円	204,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、 その運賃を負担している場合又は自 家用車により通勤している場合 ①使用距離が片道5km未満である 職員 2,000円 ②片道5km～10km未満である職員 4,200円 ③片道10km～15km未満である職員 7,100円 ④片道15km～20km未満である職員 10,000円 ⑤片道20km～25km未満である職員 12,900円 ⑥片道25km～30km未満である職員 15,800円 ⑦片道30km～35km未満である職員 18,700円 ⑧片道35km～40km未満である職員 21,600円 ⑨片道40km～45km未満である職員 24,400円 ⑩片道45km～50km未満である職員 26,200円 ⑪片道50km～55km未満である職員 28,000円 ⑫片道55km～60km未満である職員 29,800円 ⑬片道60km以上である職員 31,600円	同じ		50 千円	50,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の 職のうち、規則で指定するものにつ いて、その職務の特殊性に基づい て、基準に従い支給する。月額支給 料月額の100分の16を超えない範囲 内で定める。	同じ		581 千円	581,256 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において在職する職員に対し て、寒冷地手当を支給する。寒冷地 手当の額は、 ①世帯主(扶養親族あり) 年額 116,800円 ②世帯主(扶養親族なし) 年額 65,300円 ③その他の職員 年額 44,000円を支給する。	同じ		270 千円	67,525 円